

一般社団法人日本ボクシング連盟

総務委員会規則

第 1 条 この規則は一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟という）専門部・専門委員会組織規則第 13 条に基づいて総務委員会に関することを定める。

第 2 条 この委員会は次の事項を処理する。

- ① 総会並びに理事会に提出する議案の作成
- ② 総会並びに理事会の開催及び運営
- ③ 競技会の運営と指導に関する事柄
- ④ その他、他の委員会に属さない事項

第 3 条 委員長が委員会の議長となる。

第 4 条 この規則は理事会の議決によって変更することができる。

附則

- 1 この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は令和元年 6 月 1 日から改正施行する。